資料２－２

特定技能・育成就労制度における関連業務について



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定技能・育成就労制度における関連業務について

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency / 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

分野別運用方針等の記載

＜分野別運用方針の記載例＞

2　その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（１）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

〇〇分野において設定する業務区分は■■とし、当該業務区分において従事する業務は●●業務とする。

なお、**これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：▲▲）に付随的に従事することは差し支えない。**

＜運用要領（分野別冊）の記載（例）＞

【関連業務】

○　なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

・施設内の土産物等売店における販売業務　・施設内の備品の点検・交換業務　　（注）**専ら関連業務に従事することは認められません。**

従事できる関連業務の範囲

特定の業務区分において従事する業務（以下便宜的に「従事する業務」という。）以外の業務に従事する場合であっても、

(1)業務関連性：①「従事する業務」への関連性がある業務であって、

②「従事する業務」に従事する日本人等が従事することが一般的な業務

(2)付随性：当該関連業務に**付随的に**従事しているとき

⇒ 全体として見て、実質的に特定技能・育成就労の活動を行っているものと評価できる

関連業務の運用

- 一般に、関連業務については、その性質上、あらかじめその全てを列挙することは現実的ではない
 → 一般的な関連業務の概念を分野別運用方針において示した上で、想定される代表的な業務を例示する運用としている
- ただし、関連業務に当たるか一義的に明白とは言えない業務について、個別具体的な事情から、**当該業務を関連業務として行う可能性が高いと認められる場合**
 → 当該業務が関連業務に当たるか慎重に判断すべき
 → その判断を、各地域において**個々の現場運用に委ねることは適当ではない**

その業務を関連業務として行う必要性が高いと認められる場合

- 関連業務への該当性を十分に吟味するため、例えば、その目的（**公益性**含む）、業の実情・実態、従事する業務との近似性、育成・キャリア形成に支障を来さないこと（育成就労）、他の手段による代替可能性の有無、地域における人材確保等を考慮し、慎重に判断した上で、明確化の観点から**分野別運用方針に記載し**、適正に運用することが適当
- その際、**在留活動期間全体を通じて「従事する業務」に従事していることが担保できることが必須**となるほか、従事する関連業務の内容に応じて、**労働者保護（本人の同意、安全衛生の確保、待遇等）等が確実に図られることを担保する必要**がある

（※） 育成就労は必須業務に1/3以上従事することが必要